

議案第10号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

平成22年2月23日 提出

北本市長 石津賢治

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。